平成２５年（フ）第１２５号
奈良市秋篠町956番地の１
債務者　藤村　雅義（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　佳史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降175、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町478番地の11
債務者　セイフティーサポート河合重機こと
河合　清隆
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　詢二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
岡山市北区奉還町２丁目８番14号
債務者　江尻　秀夫
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　克典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０８号
広島市安佐南区長束３丁目40番４―301号
債務者　井上　隆司
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１８６号
愛知県岡崎市日名本町11番地２　コーポ日名Ａ―201
債務者　岩脇　美鈴
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
奈良県橿原市石川町341番地の１　フローラルコート206、前住所奈良県橿原市石川町289番地の１　アネックス石川Ｃ棟107
債務者　西村　　進
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
奈良県宇陀市室生深野927番地
債務者　井上　俊一
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南３丁目４番23号
債務者　三木　米子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
奈良県御所市大字小林25番地の２
債務者　岡本　秀亮
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
和歌山県田辺市中万呂61番地の５　天王荘３号室
債務者　才木　良人
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第４３号
三重県伊勢市小俣町明野323番地８
債務者　田邉　洋子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
東京都八王子市南大沢５丁目１番地１―813
債務者　青山　昌剛
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
釧路市愛国東２丁目11番2103号
債務者　林下　康之
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４１８号
東京都青梅市森下町456番地
債務者　土居　由美
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９６号
東京都狛江市和泉本町４丁目１番11号マリーンハイツ205
債務者　春日　礼子（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
川崎市川崎区渡田４丁目４番15号
債務者　石嶋　菊治
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
川崎市中原区中丸子13番地７　リエトコート武蔵小杉Ｅ―3104、前住所横浜市都筑区東山田４丁目５番１―802号
債務者　池田　昭生
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係